

高松市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務

公募型プロポーザル実施要領

令和5年5月

高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課

1 目的

本市は、2020年12月にゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素社会等の形成に資する施策を総合的・計画的に推進する中で、基本施策の一つに再生可能エネルギー等の拡充を位置付け、重点取組として、公共施設への太陽光発電の導入に取り組むこととしている。また、国は地域脱炭素ロードマップにおいて「自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す。」としている。

こうした背景を踏まえ、本業務は公共施設等へ太陽光発電設備等を導入することを目的に、本市所有の公共施設及び土地等を対象に設置可能施設等の選定、発電電力量の推計、設備概略検討等を行うものである。

2 委託業務の名称

高松市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務

3 委託業務の内容

本業務は、国の補助事業を活用した業務で、業務内容は、別紙「高松市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4 履行期間

契約締結の日から令和6年1月15日（月）まで

5 提案上限額

9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整した上で決定する。

6 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施する。

7 スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 募集開始 | 令和5年5月23日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和5年5月31日（水）正午まで |
| (3) 参加表明書受付期限 | 令和5年5月31日（水）午後5時まで |
| (4) 質問回答 | 令和5年6月 5日（月） |
| (5) 企画提案書受付期限 | 令和5年6月 9日（金）午後5時まで |
| (6) プレゼンテーション | 令和5年6月16日（金）（予定） |
| (7) 結果通知 | 令和5年6月下旬 |

※契約日は補助事業交付決定日以降。

8 参加資格

次の要件を全て満たす法人であることを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 参加表明書の提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。
- (5) 過去5年以内における地方公共団体が発注する環境省間接補助事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）の調査・検討業務について、地方公共団体から直接受託し、かつその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。

9 参加表明書の提出

この実施要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出してください。なお、提出された書類等は返却しない。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 会社概要（任意様式、会社案内パンフレット等で可）
 - ウ 業務実績書（様式第2号）
 - エ 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの（滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書提出日以前1か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法及び提出先
 - ア 提出方法
持参又は郵送
 - 持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時
 - 郵送の場合：一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限る。
 - イ 提出先
〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課 温暖化対策係
- (4) 提出期限 令和5年5月31日（水）午後5時まで
- (5) 提案者の選定
企画提案の参加資格の有無を、令和5年5月31日（水）までに電子メールで通知します。なお、通知を受けなかった場合、企画提案書の提出はできない。
- (6) 参加表明後の辞退
参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第3号）を提出すること。

10 質問の受付及び回答

質問がある場合は、令和5年5月31日(水)正午までに、質問書(様式第4号)に質問事項等を記載の上、電子メール(zeroarbon@city.takamatsu.lg.jp)で提出すること。電話及び口頭による質問・問合せには対応しない。

電子メールの件名は「高松市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務に関する質問(事業者名)」とする。

回答は、質問書の受付終了後、質問者に随時回答するとともに、市ホームページで公開する。また、当該回答文書は、実施要領等に対して追加又は修正したものとみなす。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、他の応募者からの応募状況などの質問は受け付けない。

11 企画提案の提出手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

- ア 企画提案書送付文(様式第5号)・・・ 1部
- イ 企画提案書(様式任意)・・・ 8部
- ウ 見積書(様式第6号)・・・ 1部
- エ 提案価格内訳書(様式第7号)・・・ 1部

(2) 提出期限

令和5年6月9日(金)午後5時まで

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送

- 持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時
- 郵送の場合：一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限る。

イ 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課 温暖化対策係

(4) 企画提案書の書式等

- ア 用紙サイズは、A4判で作成すること。
- イ 文字サイズは、10.5ポイント以上で作成すること。
- ウ 使用言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨を使用すること。
- エ 仕様書「4. 業務内容」に記載の全てについて記載すること。業務内容の項目ごとに、具体的な作業内容を明記すること。
- オ 記載事項の順序は、仕様書「4. 業務内容」に記載の項目の順序とする。
- カ 記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。
※審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合は、書類審査の結果に影響が出る可能性がある。

キ 作成に当たっては、イラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集をつける等、専門知識がなくても理解しやすいように配慮すること。

ク 業務執行体制や全体の作業フロー、具体的な業務スケジュールについても、併せて記載し、市と事業者の役割を明確に示すこと。

ケ 提案上限額の範囲内で、業務の内容以外の本業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことは差し支えない。

(5) 見積書及び提案価格内訳書

ア 様式は、見積書（様式第6号）及び提案価格内訳書（様式第7号）を用いて記載すること。

提案価格内訳書（様式第7号）には、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載すること。

イ 留意事項

i 見積年月日、件名及び見積金額を正確に記入してください。見積記載金額は、提案上限額を超えないこと。

ii 提案に必要な一切の経費を含めること。

iii 金額の訂正は認めない。

iv 消費税及び地方消費税を含めた金額を記入すること。

V 行政手続きに係る押印等の見直しにより、令和4年1月1日から、見積書の押印の義務付けを廃止したことに伴い、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印のない見積書を提出する場合は、見積書の余白に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設定していない場合は携帯電話）を記載すること。なお、押印がなく、上記の記載がない見積書は無効とする。

(6) 再委託に関する承認申請書（本市が必要と認めた場合のみ）

本委託業務の一部を再委託する場合については、本市の事前承認が必要である。

再委託を行う場合には、提案書提出時に、再委託に関する承認申請書を提出すること。

(7) その他留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、市から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

イ 提出された企画提案書は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

12 プレゼンテーションの実施

提案書記載内容について、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施時期 令和5年6月16日（金）（予定）

日程等の詳細については、別途、参加表明事業者に連絡する。

(2) 所要時間

1事業者当たり20分（企画提案者による提案要旨説明約10分、質疑応答10分）

(3) 説明者等

プレゼンテーションの出席者は、原則、配置予定の管理責任者及び業務責任者とし、3名までとする。

(4) 注意事項

ア 発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。

イ プレゼンテーションは、企画提案書をもとに行う。

ウ Web会議システムを使用する場合がある。

エ プレゼンテーションを実施しない場合には、企画提案書による審査を行う。

13 委託契約候補者の選定

別添「高松市公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務に係る事業者選定基準」に沿って審査、採点し、提案評価第1位通過者を選定する。また、審査は非公開とする。

審査結果については、高松市ホームページにおいて公表する。この場合において参加者の名称については、提案評価第1位通過者のみ公表する。

選定終了後、選定結果を全ての企画提案者に文書で通知する。

提案評価第1位通過者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は前記「8 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者と交渉を行う。

審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

14 業務委託契約

(1) 委託内容

詳細については、契約締結交渉の際に仕様等の調整を行い、確定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

(4) 委託料の支払い条件

完了払いとし、本業務の完了検査後、請求に基づき支払う。

15 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

詳しくは、契約監理課ホームページに掲載している。

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/index.html)

16 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

17 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、高松市情報公開条例（平成12年12月25日条例第39号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託契約候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

18 その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急の場合その他やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を高松市に請求することはできない。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 見積書の金額が第5項の提案上限額を超過した場合

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) この実施要領に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

19 周知事項

(1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。））

⇒メールアドレス：[【naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp】](mailto:naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp)

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html)

(2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。

詳しくは、契約監理課ホームページに掲載している。

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjyun.pdf)

20 問合せ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課 担当：四宮、宇佐美

Tel：087-839-2393 Fax：087-839-2390

Eメール：zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp

以 上